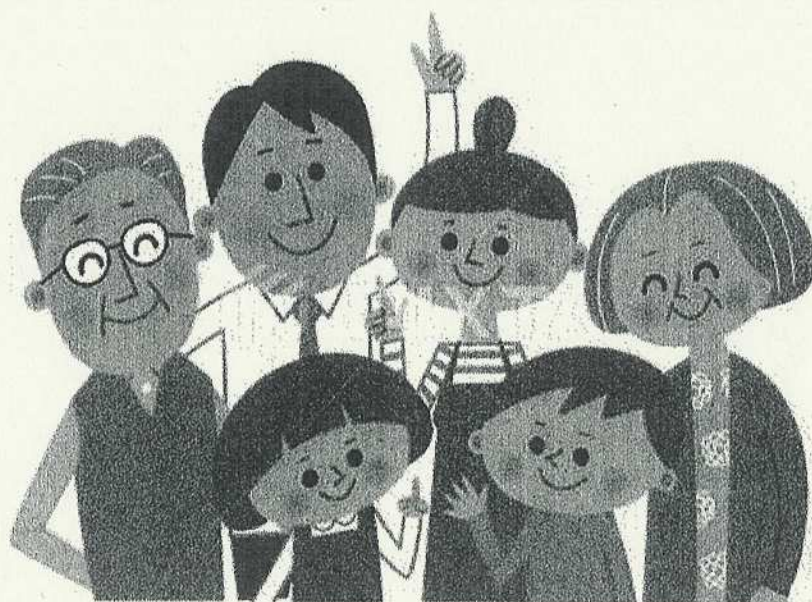


仁柿住民協議会総会  
仁柿住民自治協議会総会



令和3年5月8日(土)  
於 旧仁柿小学校

## 第1号議案

### 令和2年度事業報告・決算について

## (第1号議案)

## 令和2年度 事業報告書

部会名等	事業名等	時期	対象
環境福祉部会	ふれあいサロン活動	毎月	独居老人、老人会
	老人会活動	随時	老人会
	防犯カメラ維持管理	随時	上・下仁柿地内
	公衆街路灯の設置、設備変更	随時	上・下仁柿地内
	地域環境美化活動	8月	各自治会
	地域敬老事業	9月	会員
教育文化部会	友遊会、上組有志の会活動	8月	地区内の有志
	元旦ジョギング大会	元旦(コロナ禍の下中止)	地区民
	仁柿子供会活動	7月他	地域内の子ども
	体育振興会補助金	7月	体育振興会
	グランドゴルフ	随時	地区民
	伊勢本街道ウォーキング	3月7日	地区民
防災部会	防災訓練 仁柿小学校周辺で開催	コロナ禍の下中止	地区民
	消防団備品購入	備品購入は随時	
農林部会	仁柿小のグランド除草	5月、8月、11月	会員
	農地整備・獣害対策	随時	会員
	伊勢本街道修復作業	1月31日	役員他
計ふるさと部会	地域5カ年計画に基づく取り組みの展開	随時	地区民
女性部会	わたと藍で地域の元気づくり 事業の実施 (わた工房の運営)	随時	地区民
その他	わた・藍栽培への協力	5月から3月の間	地区民
	総会	5月9日	地区民
	役員会	5回	役員他
	関係団体等による各種会合	随時	役員等
	広報紙発行	2回	地区民
	報道機関等の取材対応	随時	役員他
	仁柿活性化創造委員会による活動	8月から12月	地区民
	助成金・交付金の申請	随時	助成団体等
	住民協議会活動状況の展示、報告会	コロナ禍の下中止	市民他

## (第 1 号議案)

## 令和2年度 仁柿住民協議会会計報告

(収入の部)

科 目	予算額	決算額	差額	備 考
市交付金	1,080,000	1,080,000	0	令和元年度松阪市からの交付金
	217,000	217,000	0	敬老事業推進特別交付金
協議会費	166,217	166,217	0	上下仁柿地区拠出金繰越金等
利息	4	4	0	
助成金	100,000	100,000	0	社会福祉協議会
	161,943	189,200	27,257	西部教育事務所
		70,000	70,000	寄附金
合計	1,725,164	1,822,421	97257	
(支出の部)				
科 目	予算額	決算額	差額	備 考
環境福祉部会	217,000	217,105	0	老人会活動(永楽会。ふたば会)地域敬老事業
	80,000	80,000	0	ふれあいサロン活動
	66,000	66,000	0	防犯カメラ維持管理費
	132,183	77,000	△ 55183	防犯カメラ移設工事、修理、防犯灯修理、
小計	495,183	440,105	△ 55183	
教育文化部会	80,000	80,000	0	遊友会活動
	50,000	0	△ 50,000	仁柿新春ジョギング大会
	20,000	20,000	0	仁柿子供会助成金
	5,000	5,000	0	柿野小学校卒業式に係る経費
	2,764	2,764	0	飯南地区体育振興会助成金
小計	157,764	107,764	△ 50,000	
防災部会	20,000	175,600	155,600	消防団備品購入災害用マルチキャリア
	9,000	0	△ 9,000	防災訓練
小計	29,000	175,600	146,600	
農林部会	150,000	188,400	38,400	旧仁柿小学校植栽及び維持管理
	50,000	62,595	12,595	綿農園づくり実行委員会
	40,000	36,000	△ 4,000	獣害対策T3煙火の購入
	72,000	73,656	1,656	伊勢本街道修復作業
小計	312,000	360,651	48,651	
ふるさと計画	5,000	0	△ 5,000	資料作成。お茶代
広報活動	30,000	8,975	△ 21,025	総会費・会議用お茶
交通費	10,000	0	△ 10,000	役員の市外での公式会議出張費等
設備費	0	52,326	52,326	会議テーブル、非接触体温計、オートディスプレイ、
光熱費	10,000	5,392	△ 4,608	灯油代
事務費	510,000	507,172	△ 2,828	事務用品購入。事務人件費、労働保険料
予備費	166,217			上下仁柿地区拠出金繰越金等
合計	1,725,164	1,657,985		

(収入金)1,822,421円-(支出金)1,657,985円=164,436円

\* ￥164,436円は次年度に繰り越しいたします。

令和3年3月31日

仁柿住民協議会 会計 中谷敏正



上記会計報告書を監査したところ、不備は認められなかったことを報告します。

監査委員

中尾義壽



令和3年3月31日

監査委員

小津和仁

令和3年3月31日

## 第2号議案

### 仁柿住民自治協議会の設立について

松阪市の「地域づくり組織条例」の施行(令和3年4月1日)に伴い従来の住民協議会を廃止し、自治会や公民館と一体となった「住民自治協議会」として新たにスタートすることについてお諮りするものです。

具体的な新しい会則や規定等についてはお手元の議案書の中にございます、「仁柿住民自治協議会会則」や「仁柿住民自治協議会体系図」などによりご説明いたします。

# 仁柿住民自治協議会会則

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この会は、仁柿住民自治協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 協議会は、地区住民の連帯と責任に基づき、持続的な協働の地域づくりをすすめるために、次に掲げる地域社会を形成することを目的とする。

- (1) 課題に対応し、心が通う誰もが住みよい地域
- (2) 人ひとりが町づくりに参画できるよう活力ある地域
- (3) 行政と地域が情報共有し町づくりができる地域

### (区域及び会員)

第3条 協議会を構成する区域は、飯南町上仁柿、飯南町下仁柿の範囲（以下「仁柿地区」という。）とする。

### (事務所)

第4条 協議会の事務所は松阪市飯南町上仁柿194番地（旧仁柿小学校）に置く。

### (事 業)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地域づくりに関する基本協定に関する事業
- (2) 仁柿地区の地域づくりの基本となる地域計画の策定に関する事業
- (3) 地域計画の実施策の展開、運営に関する事業
- (4) 防災、防犯、交通安全等に関する事業
- (5) 仁柿地区住民の健康と福祉の増進に関する事業
- (6) 仁柿地区内の環境保全とより良い環境づくりに関する事業
- (7) 農林水産業の振興と休耕地の活用並びに荒廃防止等に関する事業
- (8) 仁柿地区住民の文化活動やスポーツ振興、生涯学習など公民館活動に関する事業
- (9) 歴史街道や史跡の整備並びに活用に関する事業
- (10) 仁柿地区住民相互の親睦と交流の増進に関する事業
- (11) 地域に関する調査及び情報の提供に関する事業

- (12) 仁柿地区内の団体育成に関する事業
- (13) 行政等より照会のあった事業のうち協議会が認める事業
- (14) その他、協議会の目的達成に必要な活動に関する事業

(構成)

第6条 協議会の会員は、仁柿地区に居住する住民および仁柿地区で活動を行う自治会をはじめ各種団体等、並びに行政等より照会のあった事業のうち協議会が認める活動の関係者とする。

(組織)

- 第7条 協議会は、総会、役員会及び部会等をもって構成する。
- 2 協議会の事業活動に応じ、前項の組織とは別に実行委員会を設けることができる。
  - 3 協議会に事務局を置く。
  - 4 協議会に監査を置く。

## 第2章 役員

(役員の種類)

第8条 協議会には、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	3名以内
書記	1名
会計	1名
監事	2名
部会長	部会毎に1名

2 前項に定める役員のほか、次の職を置くことができる。

書記補佐	1名以内
会計補佐	1名以内
副部会長	部会毎に1名

(選任)

第9条 役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、書記、会計、及び監事は、委員の中から役員会で選出し、総会に諮り決定する。
- (2) 書記補佐及び会計補佐は、委員の中から役員会で選出し、総会において報告、承認を受ける。
- (3) 部会長および副部会長は、部会委員の互選により決定し、総会において報告、承認を受ける。

(職 務)

第10条 協議会の役員は、次の職務にあたる。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
  - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
  - (3) 書記は、会務の記録及びその管理をする。
  - (4) 書記補佐は、書記を補佐し、書記に事故あるときは、その職務を代行する。
  - (5) 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳票及び書類を管理する。
  - (6) 会計補佐は、会計を補佐し、会計に事故あるときは、その職務を代行する。
  - (7) 監事は、協議会の会計及び資産の状況を監査する。  
監査において不明朗な事項が見受けられた場合、会長に対し臨時総会の開催を求めることができる。
  - (8) 部会長は、部会を代表し、部会の運営および活動を総括する。
  - (9) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 2 会長、副会長、書記、書記補佐、会計、会計補佐および監事は、他の役員を兼任できない。

(任 期)

第11条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

## 第3章 総 会

(種 別)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第13条 総会は会員から選出された委員をもって構成する。

- 2 委員の定数は65名以内とし、選出については別に定める。

(総会の開催)

第14条 通常総会は、会計年度の始まりから60日以内に毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めた場合
- (2) 委員の3分の1以上の者から目的たる事項を示して要求があったとき
- (3) 監査から要求があったとき
- (4) 会員の2分の1以上の者から目的たる事項を示して要求があったとき



(総会の招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は前条第2項第2号、第3号及び第4号の規定による要求があったときは、その要求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の14日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の定足数)

第16条 総会は、委員の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、出席した委員の中から選出する。

(総会の議決)

第18条 総会の決議は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の書面決議)

第19条 会長は、やむをえない理由により総会を招集することができないと認めるときは、議決を要する事項について、あらかじめ委員に通知し、委員が書面により評決する方法によりこれを決することができる。

(総会の審議事項)

(第20条) 総会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 事業計画、事業報告、予算および決算の決定に関すること
- (2) 会則の改廃の決定に関すること
- (3) 地域計画の策定に関すること
- (4) 役員決定に関すること
- (5) 役員会等が必要と認めて提案する事項に関すること

(総会の公開)

第21条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

- 2 会員は通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。その場合、傍聴者は総会における議決権は有しないが、意見等を発言することができる。

## 第4章 役員会

(役員会の構成)

第22条 役員会は、会長、副会長、書記、会計、部会長、監事、自治会連合会長及び自治会長をもって構成する。

(役員会の招集と議長)

第23条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の審議事項)

第24条 役員会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決事項の執行に関する事項
- (3) 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項
- (4) 事業実行委員会の設置に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

## 第5章 その他の会議

(委員会)

第25条 委員会は、次に掲げる各団体等より選出された委員をもって構成する。

- |            |            |
|------------|------------|
| ①地区自治会連合会  | 2名         |
| ②地区自治会     | 18名        |
| ③民生児童委員    | 3名         |
| ④小中学校PTA   | 2名         |
| ⑤消防団       | 2名         |
| ⑥老人会       | 4名以内       |
| ⑦子ども会育成会   | 2名         |
| ⑧ふれあいサロン   | 7名以内       |
| ⑨グランドゴルフ   | 1名         |
| ⑩上組有志の会    | 2名         |
| ⑪古坂整備      | 1名         |
| ⑫サークル・グループ | 該当単位毎に2名以内 |

(2) 協議会の目的を達成するために役員会が必要と認めた個人および地域づくり団体から選出された者

(委員の任期)

第26条 委員の任期は総会から2年とし、再任を妨げない。

- 2 任期の途中で欠員補充若しくは増員により新たに選出された委員は、その任期を他の委員の残任期間と同じとし、直近の総会で報告する。
- 3 委員に欠員が生じたときは速やかに補充する。
- 4 前条第2号の委員は、必要に応じ随時選出することができる。

(委員の役割)

第27条 委員は、いずれかの部会に所属し、部会活動に参画するほか、協議会の運営方針の決定、役員を選任、および運営方針に基づくコミュニティ活動に参画する。

2 各委員は特別な事由のない限り委員会に出席しなければならない。

(部会)

第28条 協議会に、次の部会を置き、次の業務を分掌する。部会は仁柿地区で活動する各種団体等及び委員より選出されたもので構成する。

(1) 地区の単位自治会長等で構成される自治会部会では、第5条第1号に関する事項

(2) 地区の歴史文化、伝統継承、住民の交流・連帯、公民館活動に関する教育文化部会兼公民館部会では、第5条第8号、第10号及び第12号に関する事項

(3) 地区住民の安心・安全に関する防災部会では、第5条第4号に関する事項

(4) 地区の住環境整備や住民の健康・福祉に関する環境福祉部会では、第5条第5号及び、第6号に関する事項

(5) 地区の農林業の振興と保全に関する農林部会では、第5条第7号及び第9号に関する事項

(6) 地区の将来像の策定に関するふるさと計画部会では、第5条第2号、第3号及び第11号に関する事項

(7) 伝統継承や高齢者福祉及び高齢者の生きがいづくりに関する女性部会では、第5条第13号に関する事項

2 各部会を構成する者の中から各部会の長等を選出する。

(部会の役割)

第29条 部会は、第2条の目的を達成する事業の企画、調整及び執行を担う。

2 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、次の各号について協議する。

(1) 各部会の事業計画及び予算に関すること

(2) 各部会の実績報告及び決算に関すること

(3) 自治会部会は、基本協定書に関すること

(4) その他部会運営に関すること

(事業実行委員会)

第30条 事業実行委員会は、事業の準備と実施を行う組織として役員会の承認を得たうえで、関係の部会並びに関係団体等の協力を得て構成する。

2 事業実行委員会の組織、担当および事業実施方法は、事業実行委員会に委ねる。

(会議の議決)

第31条 会議は、当該会議に所属する委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 議決は出席委員の過半数の承認をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

(会議録の作成)

第32条 全ての会議の議事を記録するため、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

- (1) 会議の開催日時及び場所
  - (2) 出席者又は出席者数
  - (3) 付議事項の可否結果
  - (4) 議事の経過概要
- 2 前項の議事録は、会員等から請求があった場合、閲覧に供するものとする。閲覧の請求方法などは別に定める。
- 3 部会等の議事録は、当該部会等において作成し、協議会の書記を通して会長に届ける。

## 第6章 会計及び監査

(経費)

第33条 協議会の経費は、寄附金、市交付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第34条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(特別会計)

第35条 協議会の活動において、特定の収入をもって特定の目的のために支出を行う場合、役員会は特別会計を設けることができる。特別会計の予算、決算は、その目的が発生し、完了した年度に実施する。設置する特別会計については別に定める。

## 第7章 その他

(役員報酬等)

第36条 協議会は、役員に対して報酬等を支給することができる。報酬等の額については、別に定めるものとする。

(会則の改廃)

第37条 協議会の会則の改廃は、総会の出席委員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(規則の制定および改廃)

第38条 本会の運営に関する諸規則は、役員会の議決を経て制定、または改廃することができる。ただし、直近の総会において報告しなければならない。

(委任)

第 39 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

付 則

1 この会則は、令和 3 年 5 月 8 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(権利等の承継)

2 仁柿住民協議会に係る一切の権利、財産は仁柿住民自治協議会が継承するものとする。

3 仁柿住民協議会規約は、廃止する。

# 仁柿住民自治協議会役員報酬規程



## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規程は、仁柿住民自治協議会会則（以下「会則」という。）第35条の規定にもとづき、仁柿住民自治協議会（以下「協議会」という。）役員に支給する報酬等について定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 本規程において、報酬等については次の通り定義する。

(1) 報酬等とは、会則第35条で定められている報酬など職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいい、名称の如何は問わない。

## 第2章 報酬等

### (報酬等の支給)

第3条 協議会は、役員に職務遂行の対価として報酬等を支給するものとする。

### (報酬額の決定)

第4条 役員報酬は年額とし、役員会がその役割及び職務並びに協議会の財政状態及び協議会職員の給与水準等を勘案して決める。但し、当分の間は無報酬とする。

### (報酬の支給日)

第5条 役員報酬は、年度末に一括支給するものとする。

### (報酬の支給方法)

第6条 報酬はその全額を、通貨で役員に直接支給するものとする。但し、法令で定められている額については、報酬額から控除して支給することができる。

### (附則)

1 この規程は、令和3年5月8日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

## 仁柿住民自治協議会旅費規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、仁柿住民自治協議会（以下「協議会」という。）の役員、委員、部会員及び会長が特に認める者（以下「役員等」とする。）に支給する旅費について、必要な事項を定めるものとする。

### (旅費の支給)

第2条 役員等が、協議会が命ずる旅行を行う場合、当該役員等に対し旅費を支給する。

### (旅費の種類)

第3条 支給する旅費の種類は、旅行のために要する車賃、鉄道賃、その他の交通費及び日当とする。ただし、旅行の目的地が飯南振興局管内であり、協議会が主催する会議や行事及びその準備等（以下「協議会が主催する会議等」という。）に伴う旅行の場合は、交通費及び日当は支給しないものとする。

### (支給額)

第4条 支給額は、自宅から目的地の合理的かつ最短順路によって旅行した場合において、次の各号に掲げるとおり計算する。

(1) 車賃 自家用車を使用する場合、1キロメートル当たり23円として計算して支給する。

(2) 鉄道賃 実費を支給する。

(3) 日当 旅行の目的により別表のとおり支給する。

2 協議会が主催する会議等が同日に重複した場合は、いずれか1回分のみ支給する。

3 他団体が主催する会議や行事及びその準備等（以下「他団体が主催する会議等」という。）に伴う旅行で旅費が他団体より支給される場合は、旅費を支給しない。

### (旅費の申請及び支給)

第5条 役員等が旅費の支給を受けようとするときは、会長に別紙旅費請求書により請求しなければならない。

2 会長は、前項の請求を受け、支給することが適当であると認められる場合は、速やかに旅費を支給する。

3 旅費は、全額通貨で支給する。

附 則

この規程は、令和3年5月8日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

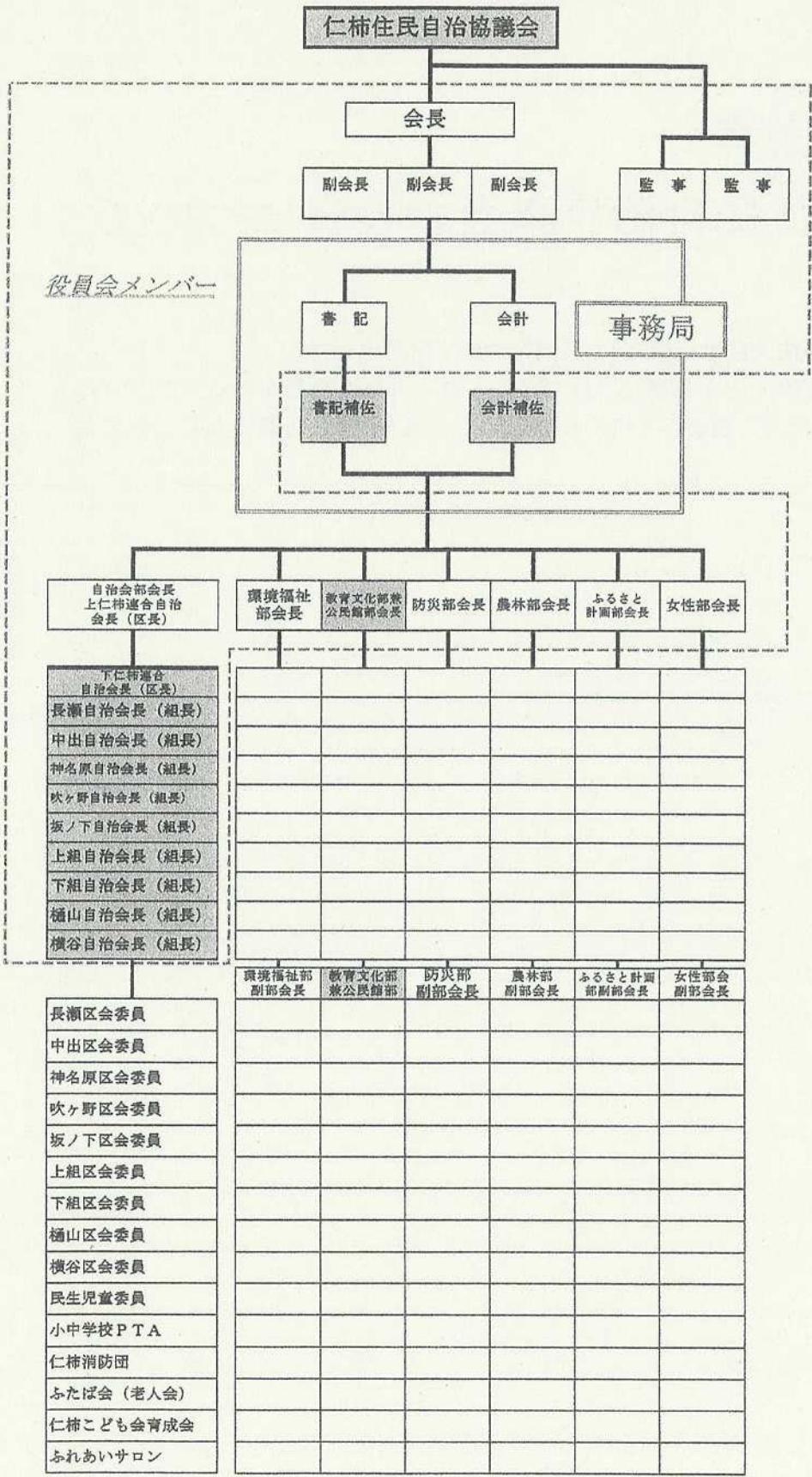
(別表)

区 分	日 当	備 考
飯南振興局管外で 協議会が主催する会議等	1,000 円	協議会が主催する会議や行 事及びその準備等
他団体が主催する会議等	1,000 円	住民自治協議会連合会の会 議、事務局員研修等





仁柿住民自治協議会体系図



## 第3号議案

### 仁柿住民自治協議会の役員について

新組織「仁柿住民自治協議会」の役員についてお諮りします。

自治会・諸団体などから選出されている方の一部にも交替があったことから、当住民自治協議会の役員も交代するものとして会長をはじめ役員全体についてお諮りいたします。

### 第3号議案

#### 仁柿住民自治協議会役員

会 長  
副 会 長  
副 会 長  
書 記  
会 計  
監 事  
監 事  
自治会部会

環境福祉部会  
教育文化兼公民館部会  
防 災 部 会  
農 林 部 会  
ふるさと計画部会  
女 性 部 会

連合自治会長  
連合自治会長  
長瀬組自治会長  
中出組自治会長  
吹ヶ野自治会長  
神名原自治会長  
坂ノ下自治会長  
上組自治会長  
下組自治会長  
樋山組自治会長  
横谷組自治会長  
部会長  
部会長  
部会長  
部会長  
部会長  
部会長

小山 利郎  
加藤 英郎  
野呂 克己  
水本 安雄  
中谷 敏正  
中尾 義寿  
樋口 誠  
田端 正明  
水本 博  
青木 裕  
中谷 敏正  
樋口 好広  
竹岡 覚  
山本 博生  
西村 茂巳  
長井 忠己  
樋口 英男  
水本 政司  
水本 秀之  
青木 利晃  
赤島 大徳  
樋口 英男  
久世 峰和  
(調整中)

### 第3号議案

#### 仁柿住民自治協議会委員

		自治会部会	環境福祉部会	教育文化部会	防災部会	農林部会	ふるさと計画部会	女性部会
(注)		2	12	10	8	8	2	1
仁柿区自治会連合会		田端 正明 水本 博						
自治会	長瀬		青木 裕			松井 優		
	中出			長谷川正義	※中谷 敏正			
	神名原			竹岡 覚				
	吹ヶ野		小椋 勝也	樋口 好宏				
	坂ノ下				山本 博生	竹岡 仁		
	上組		丸山 勝司			西村 茂巳		
	下組				長井 忠己	滝本 弘明		
	樋山				八島 英誉	樋口 英男		
横谷			水本 政司		田上 浩基			
民生児童委員			石丸 修也					
				青木 利晃				
			中尾 義寿					
小中学校PTA				小椋 善幸 齋藤 崇行				
仁柿消防団					赤島 大徳 山本 伸市			
老人会	ふたば会		加藤 幸子					
仁柿子ども会育成会				大上 晃司 ※山本 伸市				
ふれあいサロン			青木紀代子					
			上見 直子					
			※加藤 幸子					
友遊会			水本 秀之			※青木 利晃		
伊勢本街道整備の会						大西 義八		

#### (2) 委員会から選出された委員

部会に参加する委員		榊 和久	齋藤 隆宏	長谷川 淳	※樋口 英男	久世 峰和	長谷川 文子
		堀出 和芳	※小椋 善幸	樋口 誠	※西村 茂巳	小津 和仁	
		小山 貴美子	大西 芳助	※八島 英誉	竹岡 敏雄		
				和田 幸也			
部会に参加しない委員		赤島 誠一	加藤 英郎	中谷 敏正	並木 伸一	堀川 幸生	水本 和雄
		田上 一郎	水本 安雄	田上 音春	西村 明美	久世 徹	小山 利郎
		丸山 千草	野呂 克己	※水本 博	加藤 達也	※中尾 義寿	樋口 喜一郎

(注) 各部会の人数は、会長・副会長・書記・会計への選任者を除く

※ は重複記載されている委員

## 第4号議案

令和3年度事業計画・予算について

第4号議案

令和3年度 事業計画

部会	事業	概要	時期	対象
自治会	基本協定に関する業務	地域づくりに関する基本協定に関する業務	随時	地区民
環境福祉部会	ふれあいサロン活動	日常会話の少ない高齢者にサロンの場を設け、元気で暮らしている様子を参加者相互に確かめ合う	毎月	独居老人 老人会
	老人会活動(ふたば会)	敬老会、親睦会への参加 研修旅行の開催、地域内奉仕作業及び総会	随時	老人会
	公衆街路灯の設置・設備変更	公衆街路灯の設置・設備改修	随時	地区民
	地域環境美化活動	地区内の草刈やゴミ拾い 不法投棄の防止活動、撤去作業	8月	仁柿地区内
	地域敬老事業	住民協議会の敬老事業	9月	地区民
	防犯カメラ維持管理事業	防犯カメラの維持管理 山林・河川の汚染防止や廃棄物の不法投棄の防止等の啓発	通年	地区民
	事業検証	地域計画に盛り込まれた事業の実施状況の検証	年度末	部会
教育文化兼公民館部会	友遊会、上組有志の会活動	祭の開催などにより地域の交流をはかるとともに会場周囲の花壇で花を育てる	8月	地区民
	仁柿元旦ジョギング	地区民参加による親睦ジョギング大会の開催	元旦	地区民
	わた工房の活動	わた栽培への協力や製品化を通じ伝統織物の伝承	随時	地区民
	子ども会活動	地域子ども会が関係する地域慣例行事や 独自主催行事の運営協力	随時	地域内の子ども
	飯南地区体育振興会	飯南地区体育振興会への助成		会員
	グランドゴルフ会	グランドゴルフ器具の設置、大会の開催	10月	地区民
	伊勢本街道ボランティアガイド養成	伊勢本街道(仁柿地内)沿いの史跡や文化財、屋号などの説明用マニュアル作りとボランティアガイドの養成	通年	地区民
	事業検証	地域5ヵ年計画に盛り込まれた事業の実施状況の検証	年度末	部会
防災部会	危険箇所確認運動・防災訓練等	特に地震を想定し、逃避訓練、危険箇所の相互確認訓練	11月頃	地区民
	事業検証	地域計画に盛り込まれた事業の実施状況の検証	年度末	部会
農林部会	仁柿小のグラウンド除草	仁柿小学校の維持管理	5、8、10月	会員
	伊勢本街道修復作業	古来から使用されてきた伊勢本街道の一部である古坂街道(現在工事中の古坂に替り横坂峠)の整備・保全	1月	会員
	わたと藍の栽培協力	わたや藍を栽培する団体等に対し栽培への協力	通年	役員
	事業検証	地域計画に盛り込まれた事業の実施状況の検証	年度末	部会
計画の部会と	仁柿地区地域計画の実行	市に提出した地域計画の推進 高齢者等への生活関連情報の提供手段の確立	随時	地区民
	事業検証	地域計画に盛り込まれた事業の実施状況の検証と計画の見直し	年度末(検証) 通年(見直し)	部会
部女性	わたと藍で地域の元気づくり事業の実施	綿や藍の栽培への協力や一部製品化を通じ伝統織物の伝承と地域の元気づくりを推進	随時	地区民
その他	総会	事業計画・予算など審議	5月	地区民
	役員会	事業の詳細を審議検討	随時	役員
	広報活動	総会・会報紙発行	随時	地区民

(第4号議案)

## 令和3年度 会計予算

## 収入

科目	前年度 決算額	今年度 予算額	増減	収入概要
	A	B	B-A	
協議会費	166,217	164,436	△ 1,781	上下仁柿地区抛出金繰越金を協議会費として計上
市交付金	1,080,000	1,296,000	216,000	均等割交付:68万9千円、人口割交付:12万7千円、事務費:48万円、
	217,000	-		松阪市地域敬老事業推進特別交付金
		7,000	7,000	ふるさと応援寄附金
利息	4	4	0	(前年同額値で計上)
雑収入 助成金	100,000	100,000	0	社会福祉協議会
	189,200	189,200	0	西部教育事務所
	70,000		△ 70,000	寄附金
収入合計	1,822,421	1,756,640	△ 65,781	

## 支出

科目 (部会名等)	前年度 決算額	今年度 予算額	増減	支出概要(事業名等)
	A	B	B-A	
環境福祉 部会	440,105	440,040	△ 65	小計
	80,000	80,000	0	ふれあいサロン活動
	217,105	216,000	△ 1,105	地域敬老事業、老人会活動(ふたば会)
	66,000	66,000	0	防犯カメラ管理費
	77,000	78,040	1,040	防犯灯、防犯カメラの修理等、
教育文化 部会	107,764	157,764	50,000	小計
	80,000	80,000	0	友遊会、上組有志の会活動
		50,000	50,000	仁柿新春ジョギング大会
	5,000	5,000	0	柿野小学校卒業式に係る経費
	2,764	2,764	0	飯南地区体育振興会助成金
	20,000	20,000	0	仁柿子供会助成金
防災部会	175,600	29,000	△ 146,600	小計
	175,600	20,000	△ 155,600	消防団備品購入
		9,000	9,000	防災訓練
農林部会	360,651	350,400	△ 10,251	小計
	188,400	188,400	0	仁柿小植栽及び維持管理
	62,595	50,000	△ 12,595	綿農園づくり実行委員会
	36,000	40,000	4,000	獣害対策T3煙火の購入
	73,656	72,000	△ 1,656	伊勢本街道修復作業
ふるさと計 画部会	-	5,000	5,000	地域五ヶ年計画の実行
広報活動	8,975	30,000	21,025	総会・会報紙発行費用
交通費	-	10,000	10,000	役員の市外での公式会議出張費用など
設備費	52,326	-	△ 52,326	
光熱費	5,392	10,000	4,608	灯油代等
事務費	507,172	560,000	52,828	事務用品購入。人件費
予備費	164,436	164,436	0	上下仁柿地区抛出金相当額
	1,822,421	1,756,640	△ 65,781	